

## 韓国・日本・中国の保険法上の告知義務制度に関する比較研究

慶星大学 朴 恩京（李芝妍 訳）

### 1. はじめに

約10年前から世界各国では保険法の改正作業が活発に行われていた。保険法改正の主な目的は、保険契約者を保護するための法的根拠を設けることであつた。特に、保険契約を締結する際、保険契約者が負う告知義務制度のパラダイムの変化が目立っていた。今まで保険契約者と保険者との間に存在する情報の不均衡は、保険契約者の告知義務と保険者による保険約款の説明義務を通じて解消していた。保険法の改正過程では、保険者の保険約款に対する説明義務とその義務違反の効果を強化する反面、保険契約者の告知義務は緩和する方向が示されており、今や先進的な保険法を評価する基準の一つとして国際的に整合性を形成したとも言えるだろう。

本論文で扱う主な論点は、同じ時期に改正作業を終えた韓国と日本、中国の保険法上の告知義務制度が国際的に整合性を有するか否かに関するものである。これら三国は、北東アジアに位置しており、先進的な保険市場を形成していたり、量的に著しい成長がなされていたりするため、これらの国の保険法が周辺諸国に及ぼす影響は少なくない。従って、韓国・日本・中国の保険法の中で、告知義務制度に関連した最近の改正内容を分析し、その限界に対処できる改善策を提示することにより、国際的な整合性を備えることを目的とする。

### 2. 韓国・日本・中国における保険法上の告知義務の関連規定

#### 1) 韓国商法

第651条（告知義務違反による契約解除）保険契約の締結に際し、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失により重要な事項を告知せず、または不実告知を行ったとき、保険者はその事実を知った日から1ヶ月以内に、契約を締結した日から3年以内に限り、契約を解除できる。ただし、保険者が契約当時その事実を知り、または重大な過失により知らなかったときはこの限りでない。〈改正1991. 12. 31〉

第655条（契約解除と保険金請求権）保険事故が発生した後も保険者が第650条、第651条、第652条及び第653条に従って契約を解除したときは、保険金を支払うべき責任はなく、既に支払った保険金の返還を請求できる。ただし、告知義務に違反した事実または危険が著しく変更したり、増加したりした事実が保険事故の発生に影響を及ぼさなかったことを証明したときは、この限りでない。〈全文改正2014. 3. 11〉

#### 2) 日本保険法

第4条（告知義務）（第37条、第66条）保険契約者または被保険者になる者は、損害保険契約の締結に際し、損害保険契約によりてん補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない。

第28条（告知義務違反による解除）

保険者は、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失により事実の告知をせず、または不実の告知をしたときは、損害保険契約を解除することができる。

2 保険者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、損害保険契約を解除することができない。

- 一 損害保険契約の締結の時に、保険者が前項の事実を知り、または過失によって知らなかったとき。
- 二 保険者のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者が、保険契約者または被保険者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。
- 三 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、前項の事実の告知をせず、または不実の告知をすることを勧めたとき。

3 前項第2号及び第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者又は被保険者が第一項の事実の告知をせず、または不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

4 第1項の規定による解除権は、保険者が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1箇月間行使しないときは、消滅する。損害保険契約の締結の時から5年を経過したときも、同様とする。

#### 3) 中国保険法

第16条 保険契約の締結に際し、保険者は保険契約者に保険契約の約款内容を説明すべきであり、保険目的または被保険者の関連状況に対して質問できるし、保険契約者は事実に基づいて告知しなければならない。

保険契約者が故意に事実を隠蔽したり、事実告知義務を履行しなかったりしたとき、または重大な過失により事実告知義務を履行できなかったことにより、保険者の保険引受などの可否あるいは保険料率の引上げ可否の決定に影響を及ぼした場合、保険者は保険契約を解除できる。

## 【平成28年度大会】

### 招待報告

報告要旨：朴 恩京

保険契約者が故意に事実告知義務を履行しない場合、保険者は保険契約の解除前に生じた保険事故につき賠償金または保険金支払責任を負わず、保険料も返還しない。

保険契約者が重大な過失により事実告知義務を履行せず、保険事故の発生に重大な影響を及ぼした場合、保険者は保険契約を解除する前に生じた保険事故につき賠償金または保険金支払責任を負わないが、保険料は返還できる。

保険事故は保険契約で約定した保険責任の範囲内の事故をいう。

### 3. 国際的整合性への符合可否

告知義務制度に関連して、現在の国際的な整合性は大きく二つに分けて説明できる。一つは、告知義務の履行方法に関するものであり、もう一つは、告知義務違反が保険契約者の故意によるものか、過失によるものかによって保険契約上の効果を別に与えることである。

これまで告知義務制度は保険契約者が保険料の算定とか保険契約の引受可否に影響を及ぼすか、あるいは及ぼすことのある危険情報に対して、真実を積極的に告知することによって履行できると定めていた。保険契約者が故意または過失により告知義務を違反した場合には、保険者は保険契約を解除し、保険法上の責任は免れる効果が生じる。しかし、最近の保険法改正では、保険契約者の告知義務の履行方法を保険者が質問する事項について真実に答えれば十分であると規定している。また、告知義務違反が保険契約者の過失によるものである場合には、保険者のてん補責任が完全に免除されるのではなく、過失の比率によって保険金の一定比率を減額して支払うように規定している。

韓国・日本・中国の告知義務制度を検討した結果、韓国の告知義務制度は国際的な整合性の側面では、最も遅れた立法を維持していると思われる。すなわち、告知義務の履行方法について、未だに保険契約者の積極的な告知義務を維持しており、保険契約者の故意または過失を問わず、保険者は保険金の全額に対して保険金支払責任を免れることになる規定している。反面、日本保険法における告知義務の場合、保険契約者の告知義務の履行方法に関しては答弁義務を設けているが、告知義務の違反時における効果に関しては故意または過失によるものであるか否かに関係なく保険者のてん補責任の全てを免除している。しかし、中国保険法の場合、国際的な整合性との違いはあるものの、最も先進的な改正がなされている。それは、保険契約者の告知義務の履行方法について答弁義務として規定するのは勿論、保険契約者の告知義務違反が故意によって生じた場合は保険者免責が認められるが、過失によって生じた場合は保険者の保険金支払責任の一定部分のみで免責を認める規定を設けているからである。

韓国と日本は、告知義務違反が保険契約者の故意によるものであるか、あるいは過失(特に、重過失)によるものであるかを判断するのに容易ではない点、保険契約者の過失による告知義務違反に対して保険てん補するのは、正しく告知義務を履行した保険契約者との関係からすると衡平に反することになる点、保険契約者のモラル・ハザードを引き起こす可能性があるという点から、その導入に慎重な態度を示している。しかし、今の保険会社は多くのリスク情報に接することができ、保険産業の発展によって保険者は各保険契約時に必要とされるリスク情報が何かについて判断できる専門家の地位にあることも否定できない。従って、保険者がその契約の締結および保険料の算定に関連して、特に知りたいリスク情報に関してはより具体的に詳細に質問し、保険契約者はこれに真実の答弁をするという内容で告知義務制度を改正すべきである。また、告知義務違反が保険契約者の過失によるものであったときは、保険契約の善意性に反するとまでは言い切れないので、過失の程度に応じて保険金を減額支給する制度の導入は、保険契約者保護という世界的な要請にも符合するものであると思われる。

### 4. 改善案の提示

告知義務制度の履行方法に関連して、既に答弁義務を明文で規定した日本と中国の立法例を参考にしながら、韓国の保険法を改正しなければならない。結局、保険契約者が負う告知義務は保険者の質問に対する誠実な答弁義務として規定されるべきであるため、告知義務は答弁義務に変わることになるし、この変化は家計保険だけでなく、企業保険の場合にも適用できるので、零細企業の告知義務への負担も軽減できるようになると思われる。

告知義務違反時の効果に関しては、中国保険法の適用過程でモラル・リスクの可能性と故意または過失との区分上の困難さ、保険契約者に対する保険保護の効果に対する成果と問題点を分析した上、韓国と日本の保険法改正時においてそれを反映すべきであろう。中国の保険契約をめぐる実態把握が困難な場合は、イギリスとドイツのケースを分析することも意味があるだろうが、保険契約者と保険市場の文化的な違いを鑑みると、東北アジア諸国の保険適用プロセスを分析することがより重要であると思われる。

中国の保険法は、告知義務違反時の効果に関連して国際的な整合性とは多少違いがあるところもあるので、韓国・日本・中国は全ての保険契約者を保護するために、告知義務制度のパラダイムを変化させている他国の成果と問題点を持続的に分析し反映させる必要がある。